

『長期間相続登記等 されていないことの通知(お知らせ)』 をお受け取りになった方へ

法務局では、長期間相続登記等がされていない土地について、名義が亡くなった方のままになっている状態を解消するために、法律上の相続人にあたる方々を調査するという作業をおこなっています。

『長期間相続登記等がされていないことの通知(お知らせ)』は、そのような土地について相続登記の手続を促進するために、調査で判明した相続人に対して法務局が送付しているものです。

このリーフレットでは、通知を受領した場合の今後のことについてご案内をしています。裏面のQ&Aをぜひご参照ください。

相談
無料

— 長期相続登記未了土地 —

司法書士相談ダイヤル **10月・11月
限定**
011-522-5576

相談受付：10月・11月の月～金／10:00～16:00 ※祝祭日を除く
※通話料はご相談者のご負担となります。



コロボくん

札幌司法書士会

〈代表電話〉011-281-3505
札幌市中央区大通西13丁目4番地

<http://www.sihosyosi.or.jp/>

札幌司法書士会

検索

?

＼ 長期間相続登記等がされていないことの通知 /



Q&A

こんな通知(お知らせ)が届いたらどうしたらいいの？

Q 通知についての
問合せ先は？

A 通知に記載されている法務局の問合せ電話番号又は司法書士相談ダイヤルにご連絡ください。



Q 放っておいたらダメなの？

A このままの状態で放置すると、次々に相続が発生して、どんどん手続きが困難になってしまい、いざ子や孫・子孫の代で必要が生じて手続きをしようとした時に、大変困ることになってしまう場合があります。

Q 相続登記をしたい場合の手続きは？

A 亡くなった名義人の遺言書がある場合はその内容に従い、遺言書が無い場合は相続人全員で話し合っ決めて決める方法があります。

土地を取得する人が決まったら、土地の所在地を管轄する法務局に登記申請を行います。

《相続人全員で話し合っ決めて決める場合》

- 1) 通知を持って土地の所在地を管轄する法務局に行き、土地や法定相続人の情報を閲覧する。
交付される一覧図には、相続人の氏名や住所が記載されています。
- 2) 他の相続人が誰なのかわかったら、連絡をして、話し合い(遺産分割協議)をする。
(注)家庭裁判所で相続放棄の手続きをされた方は、相続人にはなりません。
- 3) 話し合いがまとまったら、必要な書類を作成して、土地を取得する人が登記申請をおこなう。
※長期相続登記未了土地の特例により、法定相続人情報の作成番号を提供した場合、原則として、次の書類が不要となります。
 - 相続を証する戸籍、除籍、改製原戸籍謄本等
 - 相続人の戸籍謄(抄)本
 - 土地を取得する人の住民票等

Q 誰かに相談・依頼することはできる？

A 司法書士に相談・手続きを依頼することができます。司法書士相談ダイヤルは相談無料です。ぜひご利用ください。

※通話料はご相談者のご負担となります。

長期相続登記未了土地

司法書士相談ダイヤル

10月・11月
限定

011-522-5576

相談受付：10月・11月の月～金／10:00～16:00

※祝祭日を除く